

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 東山フィルム株式会社
 代表者名 代表取締役社長 松原 茂
 (JASDAQ・コード: 4244)
 問合せ先 常務取締役管理本部長
 兼財務部長 腰丸 敏雄
 電話番号 052-736-2273

エイチエフホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明
 及び同社との資本業務提携に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、エイチエフホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付価格の妥当性については意見を留保し、応募については株主の皆様のご判断に委ねることを決議すると共に、公開買付者との間において資本業務提携契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者及び資本業務提携の相手方の概要

(1) 商 号	エイチエフホールディングス株式会社	
(2) 本 店 所 在 地	東京都千代田区麴町 3 丁目 5 番 2 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中野 宏信	
(4) 事 業 内 容	1.有価証券の取得及び保有 2.会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する事業 3.経営コンサルティング業 4.前各号に付帯関連する一切の業務	
(5) 資 本 金 の 額	1,406,000,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 22 年 4 月 27 日	
(7) 大株主及び持株比率	Castle Rock Holdings SPRL	71.55%
	Wealth Rock Holdings SPRL	15.45%
	CITIC Capital Japan Partners II L.P.	13.00%
(8) 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	該当事項はございません。
	人 的 関 係	該当事項はございません。
	取 引 関 係	該当事項はございません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式の取得を目的とした本公開買付けの実施について賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付価格の妥当性については意見を留保し、応募については株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、後述のシティック・キャピタル・ホールディングス・グループに属する運用会社が運用する投資ファンドであり、ケイマン諸島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップである CITIC Capital Japan Partners II L.P. (以下「CCJP II, L.P.」といいます。) と、その姉妹投資ファンドに属するベルギー法に基づき設立された Castle Rock Holdings SPRL (以下「Castle Rock」といいます。) 及び Wealth Rock Holdings SPRL (以下「Wealth Rock」といいます。) が3者合計でその発行済株式の100%を保有する株式会社です。公開買付者は、株式会社大阪証券取引所が運営するジャスダック市場(以下「ジャスダック市場」といいます。) にその株式を上場している当社を子会社化し、当社との間で業務提携を遂行することを目的として設立された会社とのことです。

公開買付者は、平成 22 年 5 月 14 日に、当社との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。) を締結すること、また、当社の代表取締役会長である深津昭彦氏(以下「深津会長」といいます。) 及びその親族である深津民子氏(以下深津会長と併せて「本件大株主」といいます。) の保有する当社株式の全て(深津会長保有分: 1,842,000 株(当社の発行済株式総数に対する割合(以下「株式所有割合」といいます。): 49.37%)、深津民子氏保有分: 220,000 株(株式所有割合: 5.89%)、合計 2,062,000 株(株式所有割合: 55.27%)) (以下「本件大株主保有分」といいます。) を取得することを主たる目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付けにおいては、本件大株主保有分である 2,062,000 株を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の総数が 2,062,000 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けが行われませんが、公開買付者は、本件大株主との間で、平成 22 年 5 月 14 日付で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。) を締結し、本件大株主が、本件大株主保有分である 2,062,000 株を本公開買付けに応募することについて合意しているとのことです。また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「買付価格」といいます。) は、本件大株主との合意により決定した価格であり、買付価格での売却を希望する株主に対して本件大株主と同様に売却機会を確保する目的で、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付け等が行われますが、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。ただし、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式はジャスダック市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

なお、買付価格は、1 株 650 円です。これは、平成 22 年 5 月 13 日のジャスダック市場における当社株式の終値 800 円に対しては 18.75% (小数点以下第三位四捨五入)、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 795 円に対しては 18.24% (小数点以下第三位四捨五入)、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 653 円に対しては 0.46% (小数点以下第三位四捨五入) のディスカウントを行った金額です。

② 本公開買付けに賛同の意見を表明することを決定するに至った意思決定の過程

(a) シティック・キャピタルの概要

シティック・グループについては、同グループより次の説明を受けております。

シティック・キャピタル・ホールディングス (CITIC Capital Holdings Limited、中信資本、以下「シティック・キャピタル」といいます。) は、中国で最大級の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループ (CITIC Group、中信集団、以下「シティック・グループ」といいます。) の一員として平成 14 年に設立された、代替投資を中心とした投資運用と投資顧問を行う会社です。

設立は、シティック・グループの金融ビジネスの主要企業の一翼に位置づけられるシティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングス (CITIC International Financial Holdings Limited、中信国際金融控股有限公司) と香港株式市場の上場企業であるシティック・パシフィック (CITIC Pacific Limited、中信泰富) の 2 社による出資によって行われ、現在では、これに中国の政

府系投資ファンドであるチャイナ・インベストメント・コーポレーション（China Investment Corporation、中国投資有限責任公司）が株主として加わっています。

シティック・キャピタルは、中核事業としてプライベート・エクイティ、不動産投資関連、ストラクチャード・ファイナンス等のアセット・マネジメント等のビジネスを行っており、これらのビジネスを通じて欧米・日本・中国等の様々な機関投資家グループの資産 30 億米ドル以上を運用しています。

プライベート・エクイティ事業に関しては、日本、米国及び中国において、それぞれの国に特化したプライベート・エクイティ・ファンドを擁しており、いずれも中国及びアジア地域での成長をアングルとしながら、それぞれ日本企業、米国企業及び中国企業へのバイアウト投資等を行っています。

日本においては、日本の未公開企業又は上場企業を投資対象とする日本ファンドであるシティック・ジャパン・パートナーズ（CITIC Japan Partners L.P.、ケイマン諸島籍リミテッド・パートナーシップ、以下「CJP」といいます。）を、日本ファンドの1号ファンドとして国内外の有力な機関投資家から資金を集め、平成16年に設立しました。CJPは、中国の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの経営資源・ネットワークを活用し、中国及びアジア地域での成長を梃子として活用し、日本企業の更なる企業価値の拡大を支援しようという理念の下、4件の投資を実行しており、スキームの構築、資金調達、事業計画立案に加え、投資実施後の事業展開計画、市場開拓、財務戦略、ローカルパートナーとの提携戦略に至るまで、シティック・グループのリソースを最大限に活用し、投資先企業の企業価値向上のための支援を行ってきています。また、平成22年に2号目の日本ファンドとなるCCJP II, L.P.及びその姉妹ファンドを設立しており、かかるCCJP II, L.P.と、その姉妹投資ファンドに属するベルギー法人であるCastle Rock及びWealth Rockの併せて3者が、公開買付者の100%の株式を所有しています。

当社各取締役は平成21年9月頃からシティック・キャピタルについて認識し、中国等における実績や国内における投資実績等を調査してまいりました。また、シティック・キャピタルが当社の企業価値の向上を実現するパートナーとして妥当であるかという観点からシティック・キャピタルと打合せ等を重ねてまいりました。

また、シティック・グループと本件と同様の資本業務提携等を実施している会社等へのヒアリング等も実施いたしました。

かかる検討プロセスを経て各取締役は当社がアジア企業として、更なる発展を実現するためにシティック・キャピタルをパートナーとすることが適切であると判断するに至りました。

(b) 当社の状況

当社は昭和24年5月に設立し、確かな技術力を有するモーター巻線加工、絶縁材加工会社として日本経済高度成長期において住友電気工業株式会社の有力下請会社として成長しました。平成7年には、海外戦略の一環としてシンガポール、上海市に進出し、また、クリーンルームとコーティングラインをもつ工場である恵那工場を平成9年に建設いたしました。また、平成18年には瑞浪工場を新設し、成長を実現してきました。

創業者より経営を引き継いだ深津会長は、バブル崩壊による環境変化を受け、脱下請業を掲げ、特定の企業との関係に依存しない「独立系」企業として、次の成長エリアとして海外、光学フィルム領域への進出という先見性に富んだ大胆な決断を行い、顧客の様々なニーズに応えられる総合PETフィルム加工メーカーとして、優位性の高い事業モデルを確立し、業界におけるユニークなポジショニングにより成長を実現、平成19年にはジャスダック市場への上場を果たしました。

一方で、平成20年後半より米国発の未曾有の金融危機に伴う世界経済の落ち込みにより、外部環境は再度大きく変化し、先進国が牽引する世界経済から中国やインド等の新興国が牽引する経済へと、世界市場の同質化、技術の進歩及び変化の高速化というパラダイムシフトが進んでいます。かかる状況の中、今後も継続的に成長していくためには、当社としては、企業として再び大きな転換を図る必要があると考えられ、現在の企業DNAを維持・発展しつつ、日本企業ではなくアジア企業として、更なる発展を実現可能な体制づくりを早急に行うことが必要と考えております。そのような問題意識の中、当社においては、平成21年1月に代表取締役社長に松原茂氏が就任するなど、深津会長を中心としていた従前の経営体制から、緩やかな経営体制の継承を進めてきました。

(c) 本件大株主保有分の売却意向と本公開買付け実施方針の決定

深津会長は、上記のとおり当社において当社の経営体制の円滑な承継を検討されてきましたが、当社の継続的な成長のためには、環境変化の激しい昨今の状況に迅速に対応できるよう、当社の強みを維持できるビジネス・パートナーへ本件大株主保有分を承継することが望ましいと考えるに至り、平成 21 年 9 月頃、その旨をシティック・キャピタルにも表明しました。そして、シティック・キャピタルとの複数回の協議・交渉を経て、公開買付者との間で、平成 22 年 5 月 14 日付で本応募契約を締結し、本公開買付けに応募する方法により、本件大株主保有分を売却することに合意いたしました。

なお、本公開買付けが成立した場合には、深津会長は、当社の代表取締役及び取締役を辞任されますが、引き続き当社の会長に就任される予定です。また、深津会長は、公開買付者との間で、本公開買付け成立後一定期間については、当社の事業と競合する事業を行わないこと及び当社の役職員を勧誘しないこと等を内容とする一般的な競業禁止義務を負うことについて合意しています。

公開買付者は、以上のような状況を総合的に勘案し、本件大株主との間で行われた協議及び以下「(d) 本資本業務提携契約の締結及び内容」に記載する当社との関係を踏まえ、慎重に検討を重ねた結果、本件大株主保有分を取得し、当社を子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することとしたとのことです。

(d) 本資本業務提携契約の締結及び内容

当社は、かねてより日本・台湾・韓国・中国を同一市場と捉え、顧客ニーズに対応した柔軟な製品構成、生産体制を志向しており、激しい環境変化の中で事業機会を十分に掴むことのできる優れたポジションを実現していると考えているものの、かかる事業機会による成長を実現するにあたり、克服すべき課題がいくつかあると考えておりました。かかる課題の主なものとしては、(i) 当社の事業及び製品は、アジア圏とりわけ中国において更なる成長が見込まれており、中国拠点の拡充、海外企業との提携戦略構築が更なる成長実現には不可欠であること、(ii) 当社の競争優位性の重要な要素である「独立系」という強みを損なわない方法により（特定の事業会社の傘下に入ることなく）信用補完の期待できる第三者との間の資本提携が必要であることがあげられます。シティック・キャピタルは当社を、中長期的には更なる成長が可能な魅力的な企業と考えており、付加価値が高く、顧客ニーズに対応した製品群にも高い評価をおいているとのことであると共に、かかる課題への認識はシティック・キャピタルにおいても同様であるとのことです。

当社は、本公開買付けを経て公開買付者が当社の中核的安定株主となり、上記のような当社の課題についての認識を共有しているシティック・キャピタルとの間で資本業務提携関係を構築してシティック・キャピタルをビジネス・パートナーとすることにより、上記のような課題を克服することが期待されると共に、当社の信用力が補完されることから、シティック・キャピタルとの間で資本業務提携関係を構築することが当社の企業価値の向上に資する最善の策と判断し、公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結しました。

本資本業務提携契約においては、当社及び公開買付者は、大要以下の合意をしています。

(i) 業務提携の内容

当社と公開買付者は、公開買付者による本公開買付けの成立を条件として、当社の企業価値を高めるために、適用法令の許容する範囲内で以下の施策を中心とした業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を推進するものとし、具体的内容については、別途協議の上定めるものとするが、本業務提携の推進のための当社の必要資金の最善の調達方法についての検討も行う。

イ 当社の経営管理機能強化

主として公開買付者の持つ経営管理のノウハウ・ネットワーク及びコンサルティング能力を有効に活用することにより、当社の経営管理機能をより強化するためのグローバルな観点からの施策

ロ 中国を中心とするアジア市場における成長戦略遂行

公開買付者及び公開買付者の関連する企業グループの持つ中国を含むアジア市場におけるネットワーク、知見及びコンサルティング能力を有効に活用することにより、当社のアジア市場における成長戦略が着実に遂行されるような施策

(ii) 取締役の派遣

当社は、本公開買付けの成立後、公開買付者が別途指名する者2名を取締役候補者とする取締役選任議案を、本公開買付けの成立後最初に開催される当社の株主総会（以下「次期株主総会」といいます。）の議案として上程し、公開買付者が指名する取締役候補者が取締役に選任されるよう最大限努力するものとする。また、次期株主総会の終結時後、公開買付者指名取締役の任期が満了した場合又は公開買付者指名取締役を変更することを公開買付者が当社に求めた場合には、当社は、その直後に開催される株主総会において公開買付者が指名する新たな取締役を選任するために必要な手続を履行し、当該選任議案が当該株主総会において承認可決されるよう最大限努力するものとする。

(iii) 契約の終了

本資本業務提携契約は、次のいずれかに該当した場合、終了するものとする。

イ 公開買付者が平成22年6月1日までに本公開買付けを開始しなかった場合

ロ 本公開買付けが成立しなかった場合（本公開買付けが撤回された場合を含みます。）

ハ 本公開買付けが成立し、その決済がなされた後、公開買付者による当社の発行する株式その他の証券の議決権保有比率が20%以下となった場合

(e) 本公開買付けに関する意見

以上の経緯により、当社取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議しました。しかしながら、買付価格は、最終的には本件大株主と公開買付者との間での交渉により決定されたものであり、また、上記の通り、平成22年5月13日のジャスダック市場における当社株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となります。そのため、当社取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性については意見を留保し、また、応募については株主の皆様への判断に委ねることを、併せて決議いたしました。なお、当社の上記取締役会において、当社の代表取締役会長である深津会長は、特別の利害関係を有するものとして、本公開買付けに係る議案の審議・検討及び決議に参加していません（下記「(3) 本公開買付けに関する意思決定に関してなされた措置」参照）。

なお、賛同意見を表明するにあたり、CCJP II, L.P.、Castle Rock 及び Wealth Rock は、いずれもシティック・キャピタル・ホールディングス・グループに属する運用会社が運用する投資ファンド又は当該投資ファンドに属する法人であることは確認しておりますが、プライベート・エクイティ・ファンドとしての特性に鑑み、これらの投資ファンド及び法人の業務執行者や主な出資者等については、当社では詳細なレベルでは把握していません。また、反社会的勢力との関係については、買付者よりその関係は一切無い旨の説明をうけていること並びに CJP の実績等及びシティック・キャピタル・ホールディングス・グループの国際的信用度の高さに鑑み、当社としてはその属性に全く懸念はないものと考えて意思決定をしております。

(3) 本公開買付けに関する意思決定に関してなされた措置

本公開買付けにおいては買付数の上限が設定されておきませんが、本公開買付けは、本件大株主保有分の取得を主たる目的としており、当社の上場廃止を企図するものではないとのことです。また、買付価格は、最終的には本件大株主と公開買付者との間での交渉により決定されたものであり、また、上記の通り、平成22年5月13日のジャスダック市場における当社株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となります。そのため、当社取締役会は、本公開買付けの買付価格の妥当性については意見を留保し、また、応募については株主の皆様への判断に委ねるのが適切であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、平成22年5月14日開催の取締役会において決議に参加した当社取締役4名全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明すること、及び、買付価格の妥当性については意見を留保し、また、応募については株主の皆様への判断に委ねることを、併せて決議いたしました。かかる取締役会に参加した監査役（3名、うち2名は公開買付者及び当社と利害関係の無い社外監査役）は、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することに異議が無い旨の意見を述べております。当社取締役のうち、深津会長は、利益相反防止の観点から、当社取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉に参加していません。

なお、当社取締役会は、法務アドバイザーとして、当社及び公開買付者から独立した北村・平賀法律事務所を選定し、本公開買付けの手續を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けています。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではなく、本公開買付け後の組織再編等は予定されておられません。

(5) 上場廃止となる見込みの有無及びその理由

公開買付者が、本件大株主保有分を取得するためには、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）の規定に従い公開買付けによる必要があります。公開買付者は、法の規定に従い、また、本件大株主以外の当社株主のご意向を排除することなく、本公開買付けを実行するため、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではないとことです。ただし、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式はジャスダック市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。万一、株券上場廃止基準に抵触した場合の対応方針につきましては、株券上場廃止基準に抵触する蓋然性が高まった段階で、慎重に検討する予定です。

3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本件大株主との間で、本件大株主がその保有する当社株式合計2,062,000株（株式所有割合55.27%）を本公開買付けへ応募する旨の契約を締結しています。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 日程

取締役会決議 平成22年5月14日

資本業務提携契約締結日 平成22年5月14日

事業開始日 平成22年6月23日

公開買付期間 平成22年5月19日から平成22年6月16日まで

9. 今後の見通し

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社株式の所有割合が55.27%以上となり、当社は公開買付者の子会社となります。本資本業務提携契約による今期の業績への影響につきましては、現在精査中であり、明らかになり次第速やかにお知らせいたします。その他上記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに賛同の意見を表明することを決定するに至った意思決定の過程」をご参照ください。

以 上

(添付資料)

公開買付者の「東山フィルム株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

[添付資料]

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会社名 エイチエフホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 中 野 宏 信

東山フィルム株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

エイチエフホールディングス株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成22年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり東山フィルム株式会社（以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、後述のシティック・キャピタル・ホールディングス・グループに属する運用会社が運用する投資ファンドであり、ケイマン諸島法に基づき設立されたりミテッド・パートナーシップである CITIC Capital Japan Partners II L.P.（以下「CCJP II, L.P.」）と、その姉妹投資ファンドに属するベルギー法に基づき設立された Castle Rock Holdings SPRL（以下「Castle Rock」といいます。）及び Wealth Rock Holdings SPRL（以下「Wealth Rock」といいます。）が3者合計でその発行済株式の100%を保有する株式会社です。公開買付者は、株式会社大阪証券取引所が運営するジャスダック市場（以下「ジャスダック市場」といいます。）にその株式を上場している対象者を子会社化し、対象者との間での業務提携を遂行することを目的として設立された会社です。

公開買付者は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、対象者との間で平成 22 年 5 月 14 日付資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること、また、対象者の代表取締役会長である深津昭彦氏（以下「深津会長」といいます。）及びその親族である深津民子氏（以下深津会長と併せて「本件大株主」といいます。）の保有する対象者株式の全て（深津会長保有分：1,842,000 株（対象者の発行済株式総数に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）：49.37%）、深津民子氏保有分：220,000 株（株式所有割合：5.89%）、合計 2,062,000 株（株式所有割合：55.27%）（以下「本件大株主保有分」といいます。）を取得することを主たる目的として、対象者株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、本件大株主保有分である 2,062,000 株を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の総数が 2,062,000 株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いませんが、公開買付者は、本件大株主との間で、平成 22 年 5 月 14 日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、本件大株主が、本件大株主保有分である 2,062,000 株を本公開買付けに応募することについて合意しています。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）650 円は、本件大株主との合意により決定した価格であり、買付価格での売却を希望する株主に対して本件大株主と同様に売却機会を確保する目的で、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、対象者によれば、平成 22 年 5 月 14 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです（また、かかる取締役会の審議及び決議には、対象者の代表取締役会長である深

津会長は、特別利害関係人として、参加していないとのこと。)

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

① シティック・キャピタルの概要

シティック・キャピタル・ホールディングス (CITIC Capital Holdings Limited、中信資本、以下「シティック・キャピタル」といいます。) は、中国で最大級の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループ (CITIC Group、中信集団、以下「シティック・グループ」といいます。) の一員として平成 14 年に設立された、代替投資を中心とした投資運用と投資顧問を行う会社です。設立は、シティック・グループの金融ビジネスの主要企業の一翼に位置づけられるシティック・インターナショナル・ファイナンシャル・ホールディングス (CITIC International Financial Holdings Limited、中信国際金融控股有限公司) と香港株式市場の上場企業であるシティック・パシフィック (CITIC Pacific Limited、中信泰富) の 2 社による出資によって行われ、現在では、これに中国の政府系投資ファンドであるチャイナ・インベストメント・コーポレーション (China Investment Corporation、中国投資有限責任公司) が株主として加わっています。

シティック・キャピタルは、中核事業としてプライベート・エクイティ、不動産投資関連、ストラクチャード・ファイナンス等のアセット・マネジメント等のビジネスを行っており、これらのビジネスを通じて欧米・日本・中国等の様々な機関投資家グループの資産 30 億米ドル以上を運用しています。プライベート・エクイティ事業に関しては、日本、米国及び中国において、それぞれの国に特化したプライベート・エクイティ・ファンドを擁しており、いずれも中国及びアジア地域での成長をアングルとしながら、それぞれ日本企業、米国企業及び中国企業へのパイアウト投資等を行っています。

日本においては、日本の未公開企業又は上場企業を投資対象とする日本ファンドであるシティック・ジャパン・パートナーズ (CITIC Japan Partners L.P.、ケイマン諸島籍リミテッド・パートナーシップ、以下「CJP」といいます。) を、日本ファンドの 1 号ファンドとして国内外の有力な機関投資家から資金を集め、平成 16 年に設立しました。CJP は、中国の金融・産業コングロマリットであるシティック・グループの経営資源・ネットワークを活用し、中国及びアジア地域での成長を梃子として活用し、日本企業の更なる企業価値の拡大を支援しようという理念の下、4 件の投資を実行しており、スキームの構築、資金調達、事業計画立案に加え、投資実施後の事業展開計画、市場開拓、財務戦略、ローカルパートナーとの提携戦略に至るまで、シティック・グループのリソースを最大限に活用し、投資先企業の企業価値向上のための支援を行っています。また、平成 22 年に 2 号目の日本ファンドとなる CCJP II, L.P. 及びその姉妹ファンドを設立しており、かかる CCJP II, L.P. と、その姉妹投資ファンドに属するベルギー法人である Castle Rock 及び Wealth Rock の併せて 3 者が、公開買付け者の 100% の株式を所有しています。

② 対象者の状況

対象者によれば、対象者は、以下の状況にあるとのこと。

対象者は昭和 24 年 5 月に設立され、確かな技術力を有するモーター巻線加工、絶縁材加工会社として日本経済高度成長期において住友電気工業株式会社の有力下請会社として成長してきたとのこと。そして、平成 7 年には、海外戦略の一環としてシンガポール、上海市に進出し、また、クリーンルームとコーティングラインをもつ工場である恵那工場を平成 9 年に建設したとのこと。また、平成 18 年には瑞浪工場を新設し、成長を実現してきたとのこと。その後、創業者より経営を引き継いだ深津会長は、バブル崩壊による環境変化を受け、脱下請業を掲げ、特定の企業との関係に依存しない「独立系」企業として、次の成長エリアとして海外、光学フィルム領域への進出という先見性に富んだ大胆な決断を行い、顧客の様々なニーズに応えられる総合 PET フィルム加工メーカーとして、優位性の高い事業モデルを確立し、業界における

ユニークなポジショニングにより成長を実現、平成19年にはジャスダック市場への上場を果たされたとのことです。

一方で、平成20年後半より米国発の未曾有の金融危機に伴う世界経済の落ち込みにより、外部環境は再度大きく変化し、先進国が牽引する世界経済から中国やインド等の新興国が牽引する経済へと、世界市場の同質化、技術の進歩及び変化の高速化というパラダイムシフトが進んでいます。かかる状況の中、今後も継続的に成長していくためには、対象者としては、企業として再び大きな転換を図る必要があると考えられ、現在の企業DNAを維持・発展しつつ、日本企業ではなくアジア企業として、更なる発展を実現可能な体制づくりを早急に行うことが必要と考慮されているとのことです。そのような問題意識の中、対象者においては、平成21年1月に代表取締役社長に松原茂氏が就任するなど、深津会長を中心としていた従前の経営体制から、緩やかな承継を進めてこられたとのことです。

③ 本件大株主保有分の売却意向及び本応募契約の締結

深津会長は、上記のとおり対象者の経営体制の円滑な承継を検討されておりましたが、対象者の継続的な成長のためには、環境変化の激しい昨今の状況に迅速に対応できるよう、対象者の強みを維持できるビジネス・パートナーへ本件大株主保有分を承継することが望ましいと考えるに至り、平成21年9月頃、その旨をシティック・キャピタルにも表明しておられました。そして、シティック・キャピタルとの複数回の協議・交渉を経て、公開買付者との間で、平成22年5月14日付で本応募契約を締結し、本公開買付けに応募する方法により、本件大株主保有分を売却することに合意いたしました。

なお、本公開買付けが成立した場合には、深津会長は、対象者の代表取締役及び取締役を辞任されますが、引き続き対象者の会長に就任される予定です。また、深津会長は、公開買付者との間で、本公開買付け成立後一定期間については、対象者の事業と競合する事業を行わないこと及び対象者の役職員を勧誘しないこと等を内容とする一般的な競業禁止義務を負うことについて合意しています。

以上のような状況を総合的に勘案し、公開買付者は、本件大株主との間で行われた協議及び以下「(3) 本資本業務提携契約の締結及び対象者の賛同意見表明」に記載する対象者との関係を踏まえ、慎重に検討を重ねてまいりました結果、本件大株主保有分を公開買付者が取得し、対象者を子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することといたしました。

(3) 本資本業務提携契約の締結及び対象者の賛同意見表明

① 本資本業務提携契約締結の背景

シティック・キャピタルは対象者を、中長期的には更なる成長が可能な魅力的な企業と考えており、付加価値が高く、顧客ニーズに対応した製品群にも高い評価をおいております。他方、対象者によれば、対象者は、かねてより日本・台湾・韓国・中国を同一市場と捉え、顧客ニーズに対応した柔軟な製品構成、生産体制を志向しており、激しい環境変化の中で事業機会を十分に掴むことのできる優位なポジショニングを実現していると考えているものの、かかる事業機会による成長を実現するにあたり、克服すべき課題がいくつかあると考えていたとのことです。かかる課題の主なものとして、(i)対象者の事業及び製品は、アジア圏とりわけ中国において更なる成長が見込まれており、中国拠点の拡充、海外企業との提携戦略構築が更なる成長実現には不可欠であること、(ii)対象者の競争優位性の重要な要素である「独立系」という強みを損なわない方法により（特定の事業会社の傘下に入ることなく）信用補完の期待できる第三者との間の資本提携が必要であることがあげられるとのことです。そして、シティック・キャピタルとしても、かかる対象者の課題について、共通の認識を持つに至りました。

対象者によれば、本公開買付けを経て公開買付者が対象者の中核的安定株主となり、上記のような対象者の課題についての認識を共有しているシティック・キャピタルとの間で資本業務提携関係を構築してシティック・キャピタルをビジネス・パートナーとすることにより、上記のような課題を克服することが期待されると共に、対象者の信用力が補完されることから、対象者は、シティック・キャピタルとの間で資本業務提携関係を構築することが対象者の企業価値の向上に資する最善の策であると判断したとのことです。

上記のような認識及び判断に基づき、対象者と公開買付者は、平成 22 年 5 月 14 日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。

② 本資本業務提携契約の概要

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

(a) 対象者の企業価値を高めるために、以下(i)(ii)の施策を中心とした業務提携を推進すること（ただし、必要資金の最善の調達方法を含め、かかる施策を実行するための具体的内容については、別途協議の上定める。）。

(i) 対象者の経営管理機能強化

主として公開買付者の持つ経営管理のノウハウ・ネットワーク及びコンサルティング能力を有効に活用することにより、対象者の経営管理機能をより強化するためのグローバルな観点からの施策

(ii) 中国を中心とするアジア市場における成長戦略遂行

公開買付者及び公開買付者の関連する企業グループの持つ中国を含むアジア市場におけるネットワーク、知見及びコンサルティング能力を有効に活用することにより、対象者のアジア市場における成長戦略が着実に遂行されるような施策

(b) 対象者は、本公開買付け成立後最初に開催される対象者の株主総会（以下「次期株主総会」といいます。）において、公開買付者の指名する者 2 名を取締役候補者とする取締役選任議案を上程すること（なお、上記取締役候補者は、次期株主総会までの間、対象者の取締役会にオブザーバーとして参加することができる。）。

③ 対象者による賛同意見の表明

対象者によれば、平成 22 年 5 月 14 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議しているとのことです。しかしながら、買付価格は、最終的には本件大株主と公開買付者との間での交渉により決定されたものであり、また、平成 22 年 5 月 13 日のジャスダック市場における対象者株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となるため、対象者取締役会は、買付価格の妥当性については意見を留保し、また、応募については株主の皆様の判断に委ねることを、併せて決議しているとのことです。なお、対象者の上記取締役会において、対象者の代表取締役会長である深津会長は、特別の利害関係を有するものとして、本公開買付けに係る議案の審議・検討及び決議に参加していないとのことです。

(4) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

公開買付者は、上記のとおり、本件大株主の保有する対象者株式の全てを取得することを主たる目的として、本公開買付けを実施するため、現時点においては、本公開買付けが成立した場合に、対象者の株式を更に取得することは予定しておりません。

(5) 上場廃止の可能性の有無

公開買付者が、本件大株主保有分を取得するためには、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）の規定に従い公開買付けによる必要があります。公開買付者は、

法の規定に従い、また、本件大株主以外の対象者株主のご意向を排除することなく、本公開買付けを実行するため、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。ただし、上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式はジャスダック市場の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	東山フィルム株式会社																											
② 本店所在地	愛知県名古屋市中区守山区大字中志段味字曲躰 2460 番地の 1																											
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松原 茂																											
④ 事業内容	工業用フィルムの加工																											
⑤ 資本金の額	10 億 87 百万円 (平成 21 年 12 月 31 日現在)																											
⑥ 設立年月日	1949 年 5 月 23 日																											
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 21 年 12 月 31 日現在)	<table border="0"> <tr> <td>深津昭彦</td> <td>49.34%</td> </tr> <tr> <td>深津民子</td> <td>5.89%</td> </tr> <tr> <td>住友大阪セメント株式会社</td> <td>5.36%</td> </tr> <tr> <td>東山フィルム従業員持株会</td> <td>4.52%</td> </tr> <tr> <td>三井物産株式会社</td> <td>2.01%</td> </tr> <tr> <td>(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宗次徳二</td> <td>1.57%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td> <td>1.57%</td> </tr> <tr> <td>河村産業株式会社</td> <td>1.34%</td> </tr> <tr> <td>名工建設株式会社</td> <td>1.34%</td> </tr> <tr> <td>東洋紡績株式会社</td> <td>1.34%</td> </tr> <tr> <td>東レ株式会社</td> <td>1.34%</td> </tr> <tr> <td>三菱レイヨン株式会社</td> <td>1.34%</td> </tr> </table>		深津昭彦	49.34%	深津民子	5.89%	住友大阪セメント株式会社	5.36%	東山フィルム従業員持株会	4.52%	三井物産株式会社	2.01%	(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)		宗次徳二	1.57%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.57%	河村産業株式会社	1.34%	名工建設株式会社	1.34%	東洋紡績株式会社	1.34%	東レ株式会社	1.34%	三菱レイヨン株式会社	1.34%
深津昭彦	49.34%																											
深津民子	5.89%																											
住友大阪セメント株式会社	5.36%																											
東山フィルム従業員持株会	4.52%																											
三井物産株式会社	2.01%																											
(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)																												
宗次徳二	1.57%																											
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.57%																											
河村産業株式会社	1.34%																											
名工建設株式会社	1.34%																											
東洋紡績株式会社	1.34%																											
東レ株式会社	1.34%																											
三菱レイヨン株式会社	1.34%																											
⑧ 公開買付者と対象者の関係等	資本関係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。																										
	人的関係	当社と対象者との間には、特筆すべき人的関係はありません。また、当社の関係者と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																										
	取引関係	当社と対象者との間には、特筆すべき取引関係はありません。また、当社の関係者と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。																										
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者は、当社の関連当事者に該当しません。																										

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 5 月 19 日 (水曜日) から平成 22 年 6 月 16 日 (水曜日) まで (21 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 22 年 6 月 29 日 (火曜日) までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき、650円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、本件大株主保有分を取得することであることに鑑み、買付価格については、公開買付者と本件大株主が合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。

公開買付者は、かかる方針のもと、対象者普通株式の市場株価を参照しつつ、深津会長との間で複数回にわたり行われた協議・交渉の結果、最終的に、平成22年5月14日開催の取締役会において、買付価格を1株当たり650円とすることを決議いたしました。

なお、買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成22年5月13日のジャスダック市場における対象者普通株式の終値800円に対して18.75%（小数点以下第三位四捨五入）、平成22年5月13日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値795円（小数点以下四捨五入）に対しては18.24%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値653円（小数点以下四捨五入）に対して0.46%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした価格であり、また、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値580円（小数点以下四捨五入）に対して12.07%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額であります。

② 算定の経緯

深津会長は、対象者の経営体制の円滑な承継を検討されておりましたが、対象者の継続的な成長のためには、環境変化の激しい昨今の状況に迅速に対応できるよう、対象者の強みを維持できるビジネス・パートナーへ本件大株主保有分を承継することが望ましいと考えるに至り、平成21年9月頃、その旨をシティック・キャピタルに表明しておられました。

公開買付者は、上記深津会長からの対象者普通株式売却の意向表明を受け、複数回の協議の末、平成22年5月14日に、対象者株式を買付けることに合意いたしました。なお、買付価格の決定に当たり、対象者普通株式の市場株価を参照しつつ、深津会長との間で複数回にわたり行われた協議・交渉の結果、最終的に、買付価格を1株当たり650円とすることを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,062,000 (株)	2,062,000 (株)	—(株)

(注1) 本公開買付けは、本件大株主保有分を取得することを主たる目的としておりますので、買付予定数には、本件大株主保有分に相当する株式数を記載しております。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,062,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付者が、本公開買付けにより取得する可能性のある株券等の最大数は、対象者が平成22年5月14日に提出した第67期第1四半期報告書を基準にすると、3,730,962株となります。これは、平成22年5月14日現在の発行済株式数(3,731,000株)から平成22年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(38株)を控除した株式数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
------------------------------	----	-------------------------

買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る 議決権の数	20,620 個	(買付け等後における株券等所有割合 55.27%)
対象者の総株主等の議決権の数	37,308 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年5月14日に提出した第67期第1四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成21年12月31日現在の単元未満株式200株から、平成22年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式38株を控除した162株に係る議決権の数である1個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を37,309個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,340,300,000 円

(注) 上記の買付代金は、買付予定数(2,062,000株)に1株当たりの買付価格(650円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成22年6月23日(水曜日)

(注) 法27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成22年7月6日(火曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付け代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,062,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,062,000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ及びヌ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実為準ずる事実として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

(a) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合。

(b) 対象者の重要な子会社に令第 14 条第 1 項第 3 号イからリまでに掲げる事実が発生した場合。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等によ

り買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公表文又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 5 月 19 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者及びその役員との間の合意に関しては、前記「1. 買付け等の目的等」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成 22 年 12 月期（第 67 期）第 1 四半期報告書

対象者は、平成 22 年 5 月 14 日に第 67 期第 1 四半期報告書を提出しております。当該第 1 四半期報告書に記載された対象者の連結の損益の状況及び 1 株当たりの状況の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が提出した上記第 1 四半期報告書の内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。

決算年月	平成 22 年 12 月期 (第 67 期) 第 1 四半期連結累計 (会計) 期間
売上高 (千円)	1,685,476
売上原価 (千円)	1,377,502
販売費及び一般管理費 (千円)	282,076
営業外収益 (千円)	5,502
営業外費用 (千円)	15,636
四半期純利益 (千円)	80,555

決算年月	平成 22 年 12 月期 (第 67 期) 第 1 四半期連結累計 (会計) 期間
1 株当たり四半期純利益 (円)	21.59
1 株当たり配当額 (円)	—
1 株当たり純資産額 (円)	655.83

② 平成 22 年 12 月期第 2 四半期業績予想の修正

対象者は、平成 22 年 5 月 14 日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成 22 年 2 月 18 日に公表した平成 22 年 12 月期第 2 四半期の業績予想を修正した旨を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成 22 年 3 月期第 2 四半期業績予想の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容の概要は、対象者が提出した上記プレスリリースの内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。

平成 22 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間連結業績予想数値の修正 (平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1 株当たり四半期 純利益
前回発表予想 (A)	百万円 3,424	百万円 △16	百万円 △26	百万円 △34	円 銭 △9.14
今回発表予想 (B)	3,439	45	28	87	23.54
増減額 (B-A)	15	61	54	121	
増減率 (%)	0.4	—	—	—	
(ご参考) 前期第 2 四半期実績 (平成 21 年 12 月期第 2 四半期)	2,595	△342	△336	△181	△48.64

平成 22 年 12 月期第 2 四半期累計期間個別業績予想数値の修正 (平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1 株当たり四半期 純利益
前回発表予想 (A)	百万円 3,093	百万円 △41	百万円 △29	百万円 △33	円 銭 △8.92

今回発表予想(B)	3,134	59	70	134	36.08
増減額(B-A)	41	100	99	167	
増減率(%)	1.3	—	—	—	
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成21年12月期第2四半期)	2,272	△371	△368	△231	△62.17

修正の理由

売上高につきましてはタッチパネル用ハードコートフィルム、ノートパソコン・エアコン等の筐体用工業印刷フィルムなどが主に中国など東アジアを中心とした海外市場において好調に推移していることに加え、国内市場においてもコーティング受託加工で新規案件が増加していることなどから、前回予想を若干上回る見込みとなりました。

営業利益、経常利益におきましては製造経費や販売経費等コスト削減の継続、開発製品の歩留まり向上、受託加工売上の増加などにより前回予想を上回る見込みとなりました。

四半期純利益におきましては繰延税金資産の計上に伴い、法人税等調整額を△68百万円計上したことなどにより前回予想を上回る見込みとなりました。

個別の業績予想の修正につきましても同様の理由によるものです。

通期の業績につきましては、経済環境は引き続き厳しい状況で推移すると予測される中で、今後の見通しを総合的に判断いたしました結果、予想数値に変更はありません。

(注) 上記に記載した予想数値は、本資料発表時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確実な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記予想数値と異なる場合があります。

以上

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表から12時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、かかる情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。